

小規模修繕契約希望者登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県知事の指定を受けて行う公営住宅の管理において、入居者又は入居を希望する者の居住の安定を速やかに実現するため、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が発注する小規模修繕の契約に係る事業者の登録制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模修繕とは、修繕に要する経費の総額が100万円未満の修繕をいう。ただし、理事長が修繕内容の特殊性にかんがみて、登録事業者以外の者と契約する必要があると認めたものを除く。

(契約希望者の登録)

第3条 小規模修繕の契約を希望する者は、あらかじめ理事長の登録を受けるものとする。

(登録の要件)

第4条 前条の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 二 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 三 秋田県内に住所（所在地）又は主たる事業所を有すること。
- 四 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- 五 前号の許可を受けていない場合は、希望業種の履行に必要な資格又は許可を受けていること。

(登録の申請)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、一般財団法人秋田県建築住宅センター小規模修繕契約希望者登録申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類のいずれかを添付して、提出するものとする。

- 一 建設業の許可通知の写し（登録希望業種に係わるもの）
- 二 第4条第5号により登録を受けようとする者は、希望業種の履行に必要な資格又は許可通知の写し

(登録の実施)

第6条 理事長は、前条の規定による登録の申請があったときは、申請内容を審査し、名簿に登録するものとする。

2 登録業者の欠員等が生じたときは、第3条から前条までの規定を準用して、追加の登録を行うものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条第1項による登録の有効期間は、登録年の6月1日から2年間とし、同条第2項による登録については、同条第1項による登録の有効期間までとする。

ただし、登録の有効期間の前に、指定管理業務の期間が満了する場合にあっては、指定管理業務の有効期間をもって有効期限とする。

(登録事項の変更等)

第10条 登録名簿に登録された者は、申請書記載事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は第4条の登録要件を欠いたときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録事項変更等届出書(様式2)に変更内容等を確認できる書類を添付して、これを提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 理事長は、登録名簿に登録された者が、次の各号のいずれかに該当することを覚知したときは、登録を取り消すものとする。

- 一 第4条の登録要件を欠いたとき。
- 二 不正な手段により登録を受けたとき。
- 三 倒産又は破産したとき。
- 四 関係法令に違反する行為を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により登録を取り消したときは、直ちにその旨を登録されている者に通知する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、センターが発注する小規模修繕の契約等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年６月１日から施行する